

人材不足にお悩みの 介護施設の皆様へ

～介護分野における雇用の創出・安定のため
介護事業者や介護労働者の皆様に対して
様々な支援策を行っています～

職業訓練支援

雇入れ支援

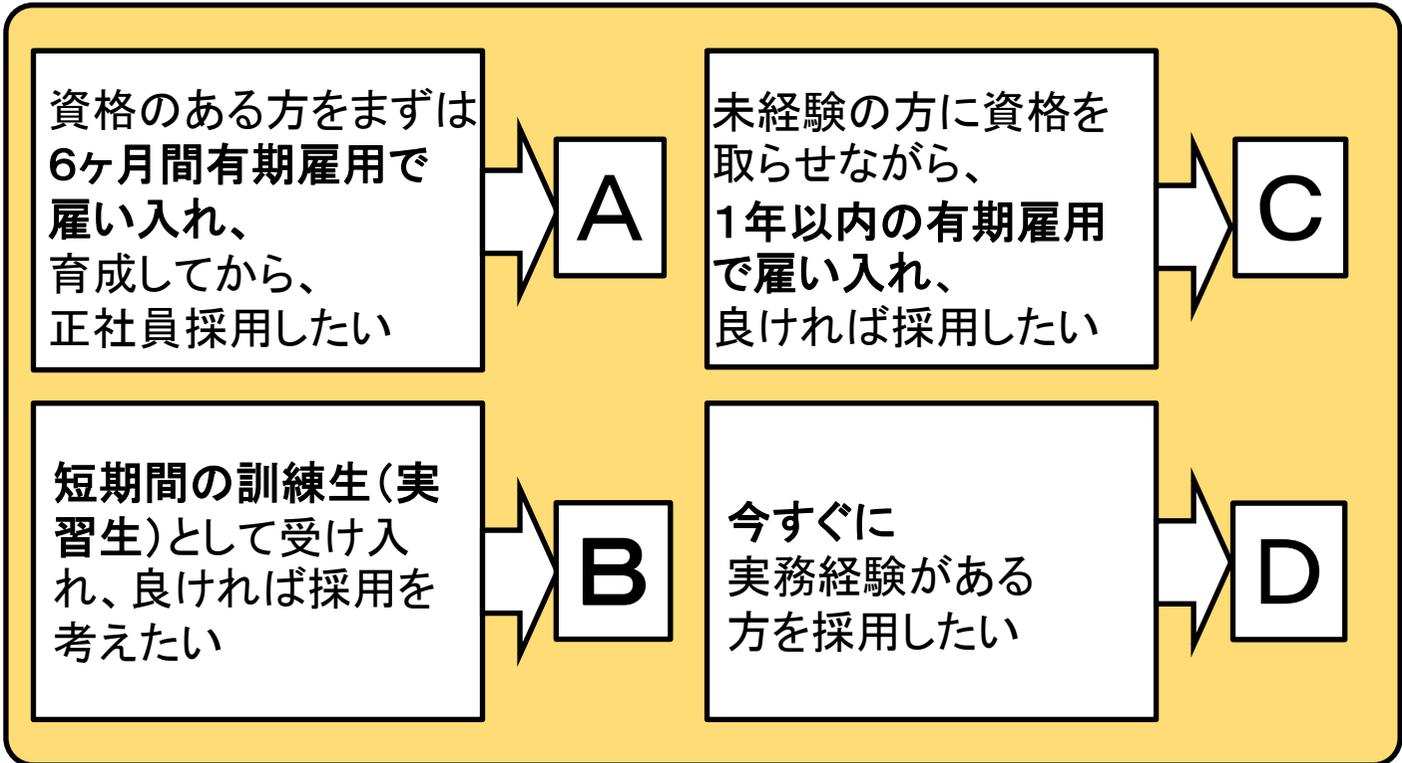
定着支援

スキルアップ支援

厚生労働省/都道府県労働局/ハローワーク
都道府県/市区町村
高齢・障害・求職者雇用支援機構
介護労働安定センター/地域ジョブ・カードセンター
都道府県福祉人材センター・福祉人材バンク

訓練生などを受け入れていただける 介護事業者の方は、 各問合せ先へお申し出ください！

あてはまるものに応じてメニューをご覧ください。

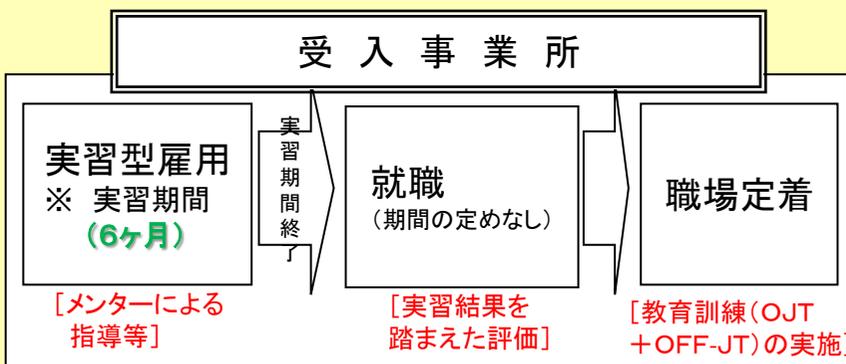


A 実習型雇用支援事業

問合せ先

ハローワーク

- ◆緊急人材育成支援事業による職業訓練・求職者支援制度における職業訓練を受講した者(※)について、6か月間、介護施設等で雇い入れて職場実習を行い、正規雇用につなげる事業
※東日本大震災の被災地では、これらの訓練受講者以外も可。
- ◆介護事業者に対し、実習期間中及び正規雇用した場合の助成措置があります(詳細は右欄へ)



○特徴

介護事業者の皆様は

□介護事業者に対し、①実習期間中と、②実習終了後に正社員に雇い入れた場合、助成措置があります。

①実習型雇用中: **月10万円**

②正社員で雇用した場合

: **さらに100万円**

(半年定着後に50万円、さらに半年定着後に50万円)

□実習終了後に、正社員採用の是非を判断することができます。

求職者は

□実務経験を積み、自らの資格を活かして、正規就職を目指したい方におすすめ。(資格がない方でも利用できます)

B

求職者支援制度

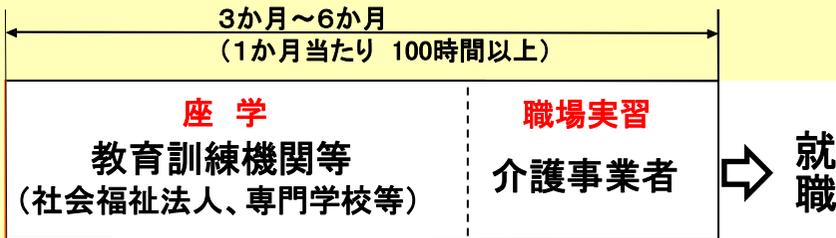
問合せ先

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
各職業訓練支援センター

◆雇用保険を受給できない方（非正規労働者など）に対し、職業訓練を実施するとともに、一定の要件を満たす場合に訓練期間中の生活を支援するための給付金（月額10万円）を支給すること等により、早期の就職支援を行う制度

◆訓練のコース

介護・福祉等の新規成長分野での再就職に必要な実践能力を習得するための訓練（3か月～6か月）を実施します。職場実習については、教育訓練機関から介護事業者に委託して実施いただきます。



○特徴

介護事業者の皆様は

- 教育訓練機関（訓練実施機関）から実習受け入れ費（金額は双方の調整になります。）が支払われます。
- 実習生の適性を把握した後、雇用につなげることができます。

求職者は

- 職業訓練により介護分野における実践能力を身に付けながら、訓練期間中の生活支援を受けたい方におすすめ
- 無料で講座を受講でき、資格取得などを目指せます。
※テキスト代等実費については、自己負担

C

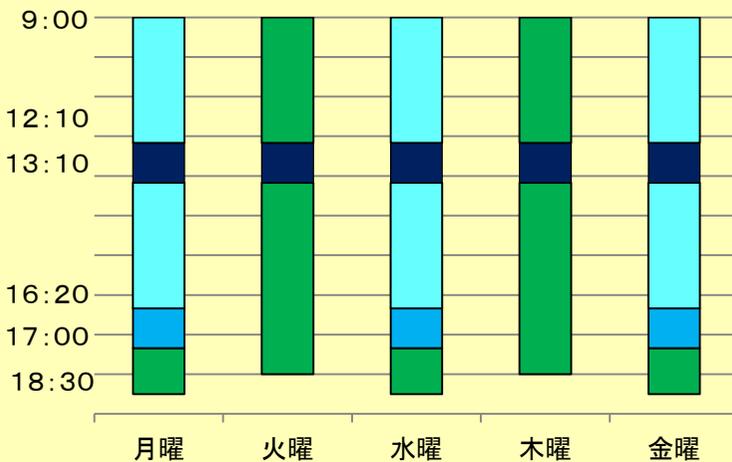
介護雇用プログラム

問合せ先

各都道府県・市町村

◆求職者を1年以内の期間雇い入れて、介護資格を取得するために養成施設に通学させながら、休校日等に介護労働に従事してもらう事業

○講座受講中の週間スケジュール（例）



- 養成機関における講義及び実習
- 養成機関から施設への移動時間等
- 昼休み
- 介護施設における介護労働

※なお、夏期・冬期等の長期休暇中は通常シフトで勤務可能

○特徴

介護事業者の皆様は

- 対象者の給与と、資格養成機関への受講料については、一切負担はありません。（自治体からの委託費）

求職者は

- 1年間にわたる雇用の中で、ホームヘルパー等の資格を取りたい方におすすめ。
- 無料で資格養成講座の受講ができます。
- 働いている時間に加え、受講時間についても給与が支給されます。

D

条件に応じた人材の紹介

問合せ先

各ハローワーク
各都道府県福祉人材センター・バンク

求人条件に応じた方をご紹介します

さまざまな支援メニューをご用意しています

介護事業者の方のニーズに合わせ、
さまざまな支援メニューをご用意しています。
詳しくは各問合せ先にご照会ください。

＜表の見方＞

事業名
支援(助成)の内容
対象事業者
問い合わせ先

新たに介護労働者を確保し、定着させたい



◆指導・助言を受けたい◆

福祉・介護人材 マッチング支援事業

キャリア支援専門員が
人材を採用・定着できる職場づくり
に向けた助言・指導を実施

助言・指導を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材センター

◆相談したい◆

福祉人材確保重点対策事業

主要なハローワークに設置する
「福祉人材コーナー」における
介護分野の就業経験者等による
求人充足に向けての助言・指導

助言・指導を希望する介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク

◆他の事業所と連携したい◆

複数事業所連携事業

複数の事業所が連携して、
合同採用や研修等を行った場合に
一定額を助成

連携事業を行う介護事業者、養成校

各都道府県福祉人材確保担当部局



◆ ◆ ◆ 訓練・資格取得などに協力しながら… ◆ ◆ ◆

- ①公共職業訓練
- ②求職者支援訓練
- ③介護労働講習
(介護職員基礎研修)

P2のBも
ご覧ください

職場体験事業

実習を組み込んだ職業訓練での
実習受け入れ先となることにより、
受講生の適性等を予め確認

訓練生を受け入れる介護事業者

- ①各都道府県職業能力開発主管課
- ②(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
各都道府県職業訓練支援センター
- ③(財)介護労働安定センター
各都道府県支部

求職者に対して福祉・介護の
職場体験の機会を提供することにより、
求職者の適正等を確認

職場体験者を受け入れる介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

P2のCも
ご覧ください

「働きながら資格をとる」 介護雇用プログラム

自治体からの委託を受けて、
介護資格(ヘルパー等)の養成機関
に通わせながら
介護労働の経験を付与

原則1年以内の雇用契約で
雇い入れ、働きながら資格を
取得させる介護事業者

各都道府県介護保険担当課室

◆即戦力となる人材を育成したい◆

ジョブ・カード制度における 雇用型訓練 (新たに雇い入れる方向け)

正社員経験の少ない方や
新規学卒者を雇用し、
訓練計画に基づき座学と企業
実習の機会を提供する事業主に
ついて、訓練経費や
訓練期間中の賃金等を助成

雇用保険適用の介護事業者

地域ジョブ/カードセンター
(県庁所在地等の商工会議所)

◆自社で育成し、
正規で雇い入れたい◆

実習型雇用支援事業

P1のAも
ご覧ください

実習期間:1人10万円/月、
正規雇入れ:1人100万円
(6箇月の支給対象期ごとに50万円ずつ)

未経験者等を6ヶ月の有期雇用で
実習等を行い、その後に正規で
雇い入れを目指す介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク

職員の定着・レベルアップを図りたい



◆ ◆ ◆ 職員の能力を引き上げたい ◆ ◆ ◆

潜在的有資格者等養成支援事業

職員のOFF-JTを行うことが困難な
事業所の従事者に対し、キャリアアップ
を支援するための研修を実施
※この他、介護福祉士等の資格を
有していながら現在就労してい
ない方々に対する再就労のための研
修等を実施

研修を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

代替職員の確保による 現任介護職員等の研修支援事業

現任介護職員等を研修等に
派遣する場合に
必要な代替職員を雇用する事業

代替職員を雇い入れる介護事業者

各都道府県介護保険担当課室

キャリア形成訪問指導事業

養成校等の教員が事業所を
巡回・訪問して
職員のキャリアアップ等のための研修
を実施

研修を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局



◆ ◆ ◆ 職員の能力を引き上げたい(続き) ◆ ◆ ◆

キャリア形成促進助成金

事業主が、その雇用する労働者等について、職業訓練・教育訓練を行う場合、訓練期間中の賃金及び訓練経費の一部を助成

雇用保険適用の介護事業者

各都道府県労働局

ジョブ・カード制度における 雇用型訓練 (在職非正規労働者向け)

既に介護事業所に雇用されている非正規労働者を正社員化する目的で、訓練計画に基づき座学と企業実習の機会を提供する事業主について、訓練経費や訓練期間中の賃金等を助成

雇用保険適用の介護事業者

地域ジョブ・カードセンター
(県庁所在地等の商工会議所)

◆ 給与の水準を引き上げたい ◆

介護職員処遇改善交付金

介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し、介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額の資金を交付
(平成22年度以降、キャリアパスに関する要件を追加)

- ① 介護職員の賃金改善を行う見込みがあること
- ② 労働保険に加入していること
等に該当する介護事業者

各都道府県介護保険担当課室

成長分野等人材育成支援事業

事業主が、雇用期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、都道府県労働局の認定を受けた職業訓練計画に基づき、off-JT訓練を実施した場合、その訓練費用の一部を助成
(成長分野等以外の産業から移籍により労働者を受け入れて職業訓練を行う場合は、OJT訓練も助成対象)

雇用保険適用の介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク

実習受入施設 ステップアップ事業

実習受入に関する報告会や講習会を開催し、実習指導のレベル向上を図る

実習生を受け入れる介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

◆ 介護福祉機器を導入したい ◆

介護労働者設備等導入奨励金

導入等の所要経費の1/2
(上限300万円まで)

介護福祉機器(移動用リフト等)について導入・運用計画を都道府県労働局に提出、認定を受けて導入し、雇用管理の改善を図った介護事業者

各都道府県労働局・ハローワーク

◆ ◆ ◆ 相談したい ◆ ◆ ◆

研修コーディネート事業

介護施設における教育訓練の実施について、訓練のノウハウ等に関する相談・情報提供を実施

相談等を希望する介護事業者

(財) 介護労働安定センター
各都道府県支部

福祉・介護人材定着支援事業

就職して間もない従事者に対する巡回相談等を実施

相談等を希望する介護事業者

各都道府県福祉人材確保担当部局

このパンフレットに記載のある他にも、支援を受けるための各種要件がありますので、支援を受けようとする介護関連事業主の方は、事前に余裕を持ってお問い合わせください